

広島市監査委員	中岡隆志
同	野曾原悦子
同	谷川正徳
同	熊本憲三

包括外部監査の結果（指摘事項）に対する措置事項公表

地方自治法第252条の38第6項の規定により、広島市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知に係る事項を下記のとおり公表する。

記

- 1 対象部局（課） 道路交通局道路部道路計画課
- 2 監査結果公表年月日 平成15年2月14日（広島市監査公表第5号）
- 3 包括外部監査人 笠原 壽太郎
- 4 監査結果に対する措置状況通知年月日 平成15年11月25日
- 5 監査の結果（指摘事項）及び措置内容
広島高速道路公社における事業資産以外の会計処理基準と財務諸表項目の状況
(1) 支払利息の規定どおりの計上
ア 監査の結果（指摘事項）
借入金の支払利息については、決算において規程及び実施細則に定める経過勘定（発生基準）が採用されず、支払時に計上（現金基準）されている。
規程に従い、現金基準ではなく発生基準により利息の前払利息及び未払利息を計上する必要がある。
イ 措置内容
平成14年度から、「現金基準」ではなく「発生基準」を適用し、年度末時点で発生している借入金の未払利息を未払費用として計上するよう、事務処理方法を改めた。
なお、前払利息については、公社設立（平成9年6月）以来生じていない。
- (2) 退職給与引当金の計算規定の見直し

ア 監査の結果（指摘事項）

退職給与引当金の計算方法については、公社の実施細則で定められているが、規定上の計算方法では、新規の職員を採用した場合、退職者がいないにもかかわらず、退職給与引当金が減少する可能性がある。

企業会計では、職員の平均に基づくのではなく、個々人別に計算した結果を集計し、退職給付引当金として計上している。

現状の実施細則第78条は、見直す必要がある。

イ 措置内容

「広島高速道路公社会計規程実施細則」第78条を改正し、平成14年度決算から、退職給与引当金を職員の平均在職年数に基づくのではなく、個々人別の在職年数を基に算定するよう改めた。

(3) 減価償却費（事業資産以外）の規定の見直し

ア 監査の結果（指摘事項）

(ア) 現状の規程では、資産を取得した翌月から減価償却を開始することとされている。

企業会計では、取得した時から利用開始されるとみなし、取得した月から償却開始することが合理的とされている。

規程第44条第4項、第47条第2項、第49条第3項について、減価償却費の計算は、「取得した月の翌月から起算」でなく「取得した月から起算」とするよう見直す必要がある。

(イ) 現状の規程では、「特定の道路及び附帯事業施設の建設に係る調査費」以外の調査費は、支出の翌事業年度から5年間で均等償却を行うこととしているが、企業会計では、当該調査費についても発生年度から均等償却を行う必要がある。したがって、第52条第2項は見直す必要がある。

イ 措置内容

(ア) 「広島高速道路公社会計規程」第44条第4項、第47条第2項及び第49条第3項を改正し、平成15年度から減価償却の起算時期を「取得した月の翌月」ではなく「取得した月」とするよう改めた。

(イ) 「広島高速道路公社会計規程」第52条第2項を改正し、平成14年度決算から「特定の道路及び附帯事業施設の建設に係る調査費」以外の調査費の償却の起算時期を「支出の翌事業年度」ではなく、「支出の事業年度」とするよう改めた。

(4) 敷金の会計処理の誤り

ア 監査の結果（指摘事項）

敷金・保証金勘定に計上されている本社事務所敷金2,463万円の賃貸借契約書によると、退去時に返還される敷金額は3,040万円となっていた。当該差額の576万円は、過年度において広島市の受託事業に基づく部分を費用処理しているが、退去時に返還される金額を貸借対照表に計上すべきである。

イ 措置内容

平成14年10月4日に、借方に敷金576万円、貸方に雑益576万円を計上する修正仕訳を行い、貸借対照表の敷金の額を退去時に返還される正しい金額3,040万円に修正した。

(5) 長期借入金と短期借入金の区分表示

ア 監査の結果（指摘事項）

実施細則別表第1（第3条関連）には勘定科目別分類表が設定され、その中で貸借対照表日から起算して1年以内に返還しなければならない借入金は、「短期借入金」として表示することとされている。

返済条件から「短期借入金」に該当する借入金もあるが、広島高速道路公社の決算書では、借入金はすべて「長期借入金」として表示されている。

短期間のうちに返済を要する資金を明瞭に表示するためには、「短期借入金」として表示することが必要である。

イ 措置内容

平成14年度から、貸借対照表日から起算して1年以内に返還しなければならない借入金は、「広島高速道路公社会計規程実施細則」どおりに「短期借入金」として計上した。